

## 議　　事

○東山参事官 性犯罪の罰則に関する検討会の第3回会合を開会させていただきたいと思います。

それでは、山口先生、よろしくお願ひいたします。

○山口座長 本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は木村委員、佐伯委員が所用により欠席されておられます。

まず、本日の配布資料につきまして、事務当局から御説明をお願ひいたします。

○東山参事官 本日の配布資料は、前回配布させていただいたものと同じ、資料8のヒアリング出席者名簿でございます。本日の最後の御出席者につきまして、御発言者が変更となりまして、上谷さくら氏となりましたので、その部分を修正させていただいております。

また、本日お話を伺うことになっております後藤様、島岡様、岡田様、松浦様、平川様の御説明資料につきましても配布させていただいております。

このほかに、性暴力救援センター大阪・大阪S A C H I C O、阪南中央病院産婦人科の加藤治子様から書面にて御意見を頂いておりますので、委員の皆様の席上に配布させていただいております。こちらも今後の検討の御参考としていただければと存じます。

以上でございます。

○山口座長 それでは、本日も前回に引き続きまして、ヒアリングを実施いたします。

本日も六つの団体又は個人の方々から御意見をお伺いいたします。お一人又は一団体ずつ、前回同様お入りいただきまして、15分程度御意見を述べていただきます。その後5分程度委員の皆様からの御質問にお答えいただくという流れで進めさせていただきたいと思います。

最初の方にお入りいただきますようお願いします。

(後藤弘子氏 入室)

○山口座長 最初は、千葉大学大学院専門法務研究科教授の後藤弘子様でございます。

本日は、お忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見をお伺いするために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話を願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○後藤氏 ただ今御紹介いただきました千葉大学大学院専門法務研究科の後藤でございます。

今日はよろしくお願ひいたします。

性犯罪の規定の見直しということで、私の専門は刑事法で、ジェンダーと法や少年法を主に専門しておりますが、女性に対する被害などについても研究をいたしております。その立場から今日は幾つかお話をさせていただきたいと思います。

なぜ性犯罪規定の見直しが必要なのか。これについては多分皆さんもある程度認識をして

いらっしゃると思いますけれども、女性の一人として、被害者の方たちとの対話を通して、そして研究者としていろいろな裁判事例を見てきた中で、ある実感があるということは否定できないと思っております。

どのような実感かと申しますと、どうして私たちが考へている性犯罪の被害というものが、法や裁判に反映されないのでしょうか。私たちは法から、裁判から、つまり法の世界から疎外され、排除されているのではないだろうかという実感です。つまり法というのは、刑法もそうですけれども、私たちの生活を豊かにして、私たちが何らかの被害に遭わないようになります。被害からの回復を支援したりすることを目的としているにもかかわらず、それが性犯罪に関してほとんど機能していないという実感を私たちは持っています。

例えば、アメリカのミシガン大学の有名なフェミニスト法学者であるキャサリン・マッキノンの言葉を借りれば、「ほとんどの女性は法というものが自分たちにとって疎遠なものであり、自分たちが持っていないような強力な力に服しており、自分たちが生きている現実を無視しているというふうに考へている」と。これはいろいろな分野にも当てはまりますけれども、一番多く当てはまるのが、性犯罪規定ではないかというふうに思っております。

このような視点を前提として、性犯罪規定を何のために改正するのかということに関して、もう少し具体的な現在の性犯罪規定に関連してお話をさせていただきたいと思います。

現行の性犯罪規定というのは、性的自己決定を保障すると理解されておりますけれども、それで果たして本当に保護法益が守られているのかということに関しては、幾つかの点で疑問がございます。

最大の問題というのは、当然ながら、この刑法ができた時点では想定されていた保護法益と現在解釈上予定されている保護法益の違いでございます。最初の刑法ができた当時は、貞操を保護するというふうに理解をされていましたけれども、現在では性的自由、性的自己決定権が保障されているというふうに考えられております。

同じ条文で、異なる保護法益を守るということについては、どう考へても無理がござります。そのような「無理」が、先ほど指摘しましたような私どもの実感というのを強化しているのではないかと思います。

また、条文の構成自体が、幾つかの神話を前提としていることも問題です。強姦神話だけではない神話について後でお話をさせていただきますけれども、これらの神話を前提とした性犯罪規定とそれに基づく運用がされてきていると考えております。したがいまして、性犯罪の規定を改正するに当たりましては、神話に基づかない、つまり現実の女性たちの実感に基づいた改正が行われることが不可欠であると考えております。

その点に関して、3点目ですけれども、裁判におけるジェンダー・バイアスというのが残念ながらございます。それについては後でもう少しお話をさせていただきますけれども、様々な裁判官による不適切な判断がされてきております。その不適切な判断を是正するのに、例えばロースクールで様々な教育をしたり、いろいろなことはしておりますが、それにはやはり時間がかかります。

そういう意味では、今回、性犯罪の規定の改正をする場合には、裁判におけるジェンダー・バイアスが存在するのだということを前提として改正をしていただきたいと思います。

そもそも罪刑法定主義がなぜ必要かというと、裁判官の恣意的な運用を規制するということに一つの大きな意味があるわけですから、どのような裁判官であったとしても、例えばジェンダー・バイアスがかなりある裁判官であったとしても、その結果が大きく異ならないように、そこまで見据えた形で法改正をしていただきたいと思います。ですから、裁判官の自由裁量に枠をはめる必要性というのを認識した上で、性犯罪規定の改正をお願いしたいと強く思います。

では、裁判におけるジェンダー・バイアスはどういうものなのかということでございますけれども、一つには強姦神話がございます。強姦神話については多分皆さん既によく御存じだと思いますけれども、裁判における強姦神話が判断に大きな影響を与える理由は、そもそも規定自体が強姦神話を前提としているからだと考えることができます。つまり、暴行・脅迫要件というのを求めているということ自体が、強姦されるような場合には、抵抗できる、逃げられる、助けられるといった神話を前提としていると言えますし、よく言われるよう、見知らぬ人から暗い夜道で強姦されるといったような強姦神話というものを前提として規定自体ができていると考えざるを得ないと思っております。

このような規定自体に強姦神話が色濃く組み込まれているというだけではなくて、更に裁判の段階でも、実際とは異なる被害者像を前提とした裁判が行われています。抵抗できる、助けを呼べる、逃げ出せると。このような実態に合わない被害者に対する要求が規定の中に盛り込まれているだけではなく、裁判の場でも要求されているということは、性犯罪の被害者にとって、何重にも強姦神話というものがバリアになって、自分の被害の救済がされないという思いを強くするということにつながることになると思います。

また、親密な関係の間、若しくは知人間における性犯罪というのが、統計上もきちんと出て来ているにもかかわらず、規定自体にそのような存在が適切に反映されているとは思えません。そういう意味では、性犯罪に関する幾つかの神話、強姦神話でありますとか、親密な関係の間では性犯罪は存在しない、例えば夫婦間では存在しないといった神話のような様々な神話が刑法による被害者救済を難しくしているのです。

また、性行為自体の神話も私はとても大事ではないかというふうに思っております。現在の強姦罪ですと被害者は女性ですので、男性から女性に対して強姦が行われることになります。その場合、男性行為者による安易な一方的、主観的な合意の主張がされており、それを裁判でも認めるというようなことが少なからず行われています。私は基本的には全ての性行為は意に反しているというところを前提として規定を考えるべきだと思います。

そのため、「正にこれこそ合意に満ちあふれた性行為である」という性行為がどういうものなのかもやはり考えていただいて、こういう合意がない限りは、性犯罪、性暴力であるという所から出発した上で、どこまで刑法の射程とするのかということを検討するということが必要ではないかというふうに思っております。したがいまして、通常の性行為は合意であるという前提を置いて、性犯罪規定の見直しをするというのは、私は望ましくないと考えております。

また、性犯罪というのは権力犯罪として捉えるべきだと思います。性暴力、暴力は全部そうですけれども、相手を支配するための道具です。特に性の場合は、恥や自尊感情の低下といった心理的な効果を用いるという点で、より有効な相手に対する支配の道具です。ですから、大体これまで、性的な動機に注目をして、様々な事件処理が行われてきている

わけですけれども、性的な動機ではなくて、強化された支配やコントロールの動機に注目した上で、そのような「権力犯罪」、括弧付きですけれども、「権力犯罪」として捉えた上で犯罪構成要件の見直しを行うということが必要になると思います。

また、未成年者の場合というのは、やはり手厚く保護を行うことが必要になります。それは未成年者というのは、「おとな」と「子ども」という、それだけでも権力構造にあるという前提が存在するからです。

ではどうすればいいのかということですけれども、具体的な条文を考えてみました。強姦罪です。「16歳以上の人の意に反して、身体への挿入行為を行った者は、強姦の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。16歳未満の者への身体の挿入行為も同様とする。」というものです。

基本的な私の考え方としましては、男女は問いません。また、男性器の女性器への挿入に限定をしません。したがいまして、口淫でありますとか、あと異物の挿入といったものも強姦罪として補足すべきだと考えております。

また、暴行・脅迫要件というのは、誤った強姦神話を前提としているということから、撤廃し、当然ながら未成年者の保護は厚くするという意味で、性交同意年齢の引上げというのを考えるべきだと考えております。

性暴行罪、これは今の強制わいせつですけれども、「わいせつ」という言葉は、なるべく性犯罪に関して使うべきではないというふうに思っております。そういう意味では、ここでは「意に反した身体への性的接触」とするべきだと思っております。この構成要件の明確性が争われるかもしれません、少なくとも「わいせつ」という言葉よりは明確ではないかというふうに個人的には思っております。

あと、地位利用についてですが、地位利用については、先ほどそもそも性暴力自体が「権力犯罪」であるというふうにお話をしました。したがいまして、そもそも「権力犯罪」である性暴力というものが、暴力を振るえる地位を利用して行われていることになります。典型的には親子関係、教師・児童生徒関係、成人から未成年者に対するものが明確な地位利用型の性犯罪と評価されるわけです。性犯罪が「権力犯罪」であるという点から考えますと、地位を利用するということに関しましては、権力性が倍増していくわけですから、その倍増する権力性というものをを利用して性的な関係の行使を強制するということについては、よりネガティブな評価を行うべきではないかと考えます。

例えば職場におけるセクシャルハラスメント、成人間のような場合にはどのようにするかという問題というのが残ってくると思いますが、少なくとも親子関係や、学校での教師・生徒関係など、明らかな法的権力関係を前提としているような関係性においては、地位利用による強姦罪、性暴行罪を加重類型として設けるべきだと考えております。

検討すべき問題というのはまだまだ数多くあります。一つは、非親告罪化をするかどうかですが、私は非親告罪とすべきだと考えております。もちろん非親告罪化には、幾つか理由がありますけれども、一つには、やはり性犯罪をほかの凶悪な犯罪と同じように扱うという点が一番大きい点でございます。ただ、その場合、被害者の意思を無視しては実務としての対応が行われることはないと思いますけれども、やはり捜査・裁判における特段の配慮というが必要になってくるということも指摘しておきたいと思います。

また、未成年者の場合の公訴時効ですけれども、成人までは停止し、それから動き出す

ということは、未成年者の保護にとって重要だと思います。

性交同意年齢と婚姻年齢の関係ですが、16歳というのは、婚姻年齢だけではなくて、少年法の逆送年齢でもあります。そういうことも考えますと、16歳というのは一つの目安になると思います。婚姻年齢が18歳に引き上げられたときにどうするかという問題もございます。私としては性交同意年齢が18歳でもいいのではないかというふうに思っておりますけれども、どちらにしても年齢差がないような関係性、より対等性が考えられるような関係性についてどうするかという問題は残つてくるかと思います。

さらに、性交についてですけれども、例えば売春防止法で性交という文言が使われております。私は売春防止法の性交という男性器の女性器への挿入だけを売春とする考え方というのは、望ましくないと考えておりますので、そういう意味では、性犯罪規定の見直しと言うからには、刑法典での規定の見直し以外も考える必要があると考えております。

最後になりますが、婚姻関係や恋人関係など親密な関係にあったとしても、強姦罪や性暴行罪の適用があるということをどのように構成要件に書き込むのかということも問題になると思います。このような規定の適用に当たっては、過去における性的関係の存在を過度に重要な評価してはならないといったような条文を設けるという道もあるのではないかと思います。

また、資料には書いておりませんけれども、一つ重要なことは、例えば親密な関係において性犯罪が行われた場合に、その記録としてビデオであるとか、そういうものが撮られることがとても多いわけです。これらについては、何らかの対応をすることも刑法の任務として重要だと思います。つまり1回の強姦行為自体だけではなくて、そこで撮られた写真であるとか、ビデオ、映像といったようなものがインターネットで流通するということも当然考えられますので、そのような類型についても加重類型とするといった形の対応というのが望ましいのではないかというふうに思います。

ということで、時間となりましたので、私の意見の表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問のある方はお願いします。

○工藤委員 二つあります、一つは2ページ目なのですが、前提として「女性たちの」と書かれていますけれども、女性というのはほぼ人口の半分を構成するわけでありまして、その場面ないしは特定の場面に遭遇した女性に限定するというのなら分かるのですけれども、「私たち」と言って、自分が含まれてしまうことにはものすごく違和感を覚えるのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、先に御質問をさせていただいてしまいますと、3ページ目の三つ目の部分なのですけれども、裁判におけるジェンダー・バイアスというものに関する記述がございますが、仮にこういうものが存在して、それが望ましくないのであるとすれば、これ自体に関して対策を講じていくということは重要なと思うのですが、他方で、そういう望ましくなく、かつ改善していくべき状態を前提として実体法の方に何らかの改善を加えるというのは、手法としてどうなのかなというふうに思うのですけれども、この点についての御意見をお伺いできればと思います。

○後藤氏 御質問をありがとうございました。

1点目ですけれども、「私たち」という言葉遣いですけれども、被害に遭っていない人たちも含めて「私たち」とどこまで一般化できるかということですが、全ての女性が潜在的に法的な支援や保護から排除されていると感じています。それは最初に申し上げましたように、私が女性であるということだけではなくて、様々な被害者からのお話を聞いたり、実際の裁判事例などを見たりした中で、少なくとも女性というカテゴリーに属している人たちには、このような実感があるのではないかと感じています。例えば、男性が痴漢の被害等に遭うということも当然ありますけれども、少なくとも女性であれば性的な視点にさらされるであるとか、何らかの性的な対象として見られ続けているということを実感として持っております。しかし、その差別感や不快感について声を上げるということに対して、なかなか制度的なバックアップがないということは、個人の実感としてあるだけではなくて、様々な被害者の事例を通じて確実に存在していると言うことができます。私はあえて「私たち」という言葉を使うことで、この問題が女性の差別の問題と直結しているということを明確にしたいと思っております。

より具体的には、性犯罪に遭ったことがない女性というのは、私はいないというふうに思っています。それは性犯罪として認識するかしないかということはあるかもしれません、この社会に生まれて生きてきた中で、性犯罪の被害に一度も遭ったことがないという女性というのは、私はいないと思っています。ただ、多くの女性たちは、それを性犯罪として救済を求めることができていないだけなのです。女性を性的な対象と見ることを許す社会の在り方も問われていると感じています。そういう意味で、性犯罪の規定というのは女性への法的支援として、そして女性に対する差別の撤廃との関係でかなり重要な問題になると思っております。このような趣旨だと御理解いただければと思います。

2番目ですが、おっしゃるとおり、ジェンダー・バイアスが存在するというのは、事実として、それを実体法に反映させるべきかどうかということには、多分疑問があると思いません。しかし、何のために改正をするのかということを翻って考えますと、現実をより変化させるために改正をすべきだと言うことができます。そういう意味では、先ほども触れましたように、ジェンダー・バイアスがないということを前提とした改正を行えば、その改正というのは一番守られなければいけない被害者たちのためにはならない改正になってしまいます。改正をするということは、自分たちをより守ってくれるというふうに多分期待されると思いますが、実は改正をされたにもかかわらず、自分たちが守られていないということによって、より被害者を沈黙させることにもつながってしまうということを恐れます。

そういう意味で、改正をするのであれば、具体的なメリットが被害者にあるような形にしてほしいと思います。その際に実体法は実体法として存在するだけではなく、つまり行為規範として存在するだけではなくて、裁判規範であるという意味を重要視した上での改正を特に性犯罪についてはしなければ全く意味のない改正になってしまいういう趣旨でございます。そのため、これまでの実体法の改正がどういう形で行われてきているかということとは別に、特に性犯罪についてはこのような手法をとるということに私は意味があると思います。

以上です。

○山口座長 ありがとうございました。

○角田委員 スライドの7ページと8ページに強姦罪と性暴行罪についての試みの条文が出て

いますけれども、その中に、両方とも「意に反して」、そして暴行・脅迫要件を撤廃するというふうに書かれているのですが、これに対しては「意に反した」という立証をどうするのかと。結局、暴行・脅迫によるしかないのではないかというような反論があるのですが、それについてのお考えをお願いします。

○後藤氏 私としましては暴行・脅迫の有無にとらわれるのではなく、客観的な状況を文脈の中で理解をすることが必要だと考えております。例えば、初めて会った、そして戸外で行われた強姦が、暴行・脅迫がなかったからといって同意があるというふうに認められるということは望ましくないと考えておりますので、より客観的な状況を積み重ねて、それを証拠として判断するという形で、「意に反した」という認定がされる必要があると思っております。実際に抵抗したかどうかということではなくて、客観的な状況依存的な認定をするということで、暴行・脅迫によらない認定を可能にすることができるのではないかと考えております。

○山口座長 後藤様、どうもありがとうございました。

○後藤氏 どうもありがとうございました。

(後藤弘子氏 退室)

(島岡まな氏 入室)

○山口座長 次の方は、大阪大学大学院高等司法研究科教授の島岡まな様でございます。

本日は、お忙しいところお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見を伺うために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いいたしておりますとおり、15分でお話をお願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、どうぞお願いいたします。

○島岡氏 ただ今御紹介いただきました大阪大学の島岡と申します。よろしくお願いいいたします。

本日はヒアリングにお呼びいただきまして、ありがとうございました。

では、簡単に「性犯罪の罰則の在り方に関する私見—フランス刑法を参考として」というタイトルでお話をさせていただきます。

始めに、私の基本的視点を3点ほど提示させていただきます。

第1に、御案内のとおり、現行刑法典といいますのは、107年も前の明治40年に制定されたものですので、当時の家父長制度の価値観を基本として制定されており、その最たるもののが第176条以下の性犯罪類型であると考えております。

2番目に、そのような差別的思想に裏打ちされた刑法典を漫然と使い続けるのではなく、21世紀にふさわしい人権尊重刑法を整備することが先進国としての責務であると考えております。したがって、私にとっての最優先事項は、大人も子供も女性も男性もセクシャル・マイノリティの方も、全ての人の人権尊重を実現できる規定形式、すなわちジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れた性犯罪規定の改正ということになります。

各論点に関する私見を申し上げます。

第1に、性犯罪の構成要件及び法定刑についてですが、まず性犯罪の法定刑の見直しが言われています。これに関しては、先ほど述べたような人権尊重刑法の整備という観点から考えますと、現在の規定方式を変えないまま、単なる厳罰化によって実現されるものでは決してないと思っております。現行刑法は男性の関心を集め財産犯重視傾向が明確であり、強盗罪の下限も比較的高いと思われる所以、それに合わせることが良いのかどうか、再検討が必要であると考えております。

ただし、私の研究しておりますフランス刑法の強姦罪は、日本の強盗に当たるような加重窃盗罪等と比較しても、かなり重いというのもまた現実であります。それから、忘れてはならないのは、フランス新刑法典における性犯罪の保護法益ですけれども、これは人の身体的・精神的完全性というものになっておりまして、拷問や野蛮行為、暴行・脅迫、過失傷害と同列に並べて規定されており、自由に対する侵害などよりも重い犯罪と考えられております。

参考までに、フランス刑法の強姦罪と強盗罪等の法定刑の比較を申し上げます。資料のスライドの5ページ一番左の強姦罪は、御案内のとおり、フランス刑法では犯罪を最も重い重罪と軽い軽罪と、もっと軽い違警罪という3種類の犯罪類型に分類しておりますが、強姦罪はその中の最も重い重罪となっております。それで10年以上15年以下の懲役という大変重い刑罰が科されております。

それに対して右側を見ますと、暴行を伴う加重窃盗というのは軽罪です。強盗の中でも一番軽い類型は軽罪で、5年以下の拘禁又は7万5,000ユーロ以下の罰金と、重罪である強姦罪と大差があるということなのです。

加重窃盗がたくさんの類型に分類されていまして、その下の持凶器強窃盗という、凶器を用いて大変乱暴な行為をして窃盗を行うという、強盗の一番重いものが重罪であります、10年以上20年以下の懲役又は15万ユーロ以下の罰金となっています。でも、その左側を見ていただきますと、加重強姦罪というのがありますと、これは後ほど加重事由を御紹介しますけれども、同じ刑罰の10年以上20年以下の懲役という大変重い刑罰になっています。その点も御注目いただきたいと思います。右側の強姦致傷罪の方に行きますと、これが10年以上20年以下の懲役になりますが、一番右の強盗致傷罪は8日以下の労働不能状態を引き起こす強盗傷害が、軽罪であります、7年以下の拘禁又は10万ユーロ以下の罰金となっています。その下の9日以上の労働不能状態を引き起こす強盗傷害でも10年以下の拘禁と、まだ強姦致傷よりは随分軽くなっているということです。

スライドの6ページで、強姦致死罪を見ますと、10年以上30年以下の懲役となっています、右側の強盗致死罪は無期懲役又は15万ユーロ以下の罰金ですので、ここは強姦致死罪の方が軽いかなと思うのですが、この下を見ていただきますと、拷問強姦致死罪というのが無期懲役というふうに同じ刑罰で処罰されております。

先ほど言いました10年以上20年以下になる加重強姦罪の加重事由ですが、スライドの7ページのように、12項も定められていますので、後で見ていただきたいのですが、第2項に被害者が15歳未満の未成年者の場合は10年以上20年以下と大変重く処罰されるということや、第4項に注目していただきたいのですが、尊属又は養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合、これは2010年に追加されたものです。そ

これから第5項、職務上付託された権限を有する者による実行の場合、これは1992年の立法当時からあるものです。それから集団強姦罪などがありまして、武器を使用してとか、被害者がインターネットを介して知り合った場合と、どうしてこれがそれほどに加重されるのか私にはよく分からぬのですが、このようなものもあります。あと第9項として、被害者の性的傾向や性自認を原因として実行された場合なども加重されます。第10項が集団強姦、注目していただきたいのが第11項でして、配偶者又は内縁のパートナーにより実行された場合が、他人による強姦よりも加重されるということになっております。第12項は薬物又はアルコールの影響というふうになっております。

次に、スライドの9ページの第1の1の(2)の論点ですね。強盗強姦罪をどう考えるかという論点に関する私見ですけれども、現行刑法典の性犯罪規定の保護法益は、制定当時は女性の性的自由などではなく、家制度を前提としたその血統を維持するための「善良な性風俗」であり、最重要視された財産侵害に伴い「男系の血統」が侵害されかねない行為がなされる危険を避けるために、特に重く罰したのではないかというふうに推測されます。そのような価値観が現代にふさわしくないことは明白であるため、むしろ強盗強姦罪規定の存在意義そのものを問う必要があるのではないかと私は思っております。

それから、第1の2の強姦罪の主体等の拡大についてですが、これも当然であると考えております。女子に対する姦淫のみを重く処罰する強姦罪は、明治の家父長制時代の貞操、すなわち家の男系血統を守ることを主眼としていたと思われます。そのような価値観が現代にふさわしくないので、先進諸外国の例に倣い、客体を男女ともに改正すべきであると考えています。特に、男性被害者等の保護の必要性も高いと考えております。

それから、第1の3の性交類似行為に関する構成要件の創設に関してですが、これも当然だと考えております。先ほど来申し上げていますように、処罰される行為を「男性器の女性器への挿入」に限定するという規定方式は、女性を保護しているのではなく、家の血統を守る、別の家の血が入っては困るという、そういう価値観に基づいた時代遅れのものと考えます。それで、先進諸外国の例に倣い、口や肛門などへの性器挿入や手・異物の挿入なども全て「性的挿入罪」として統一的に処罰すべきと考えております。特に、男児も含む児童への性的虐待などでは、むしろ口淫や肛門性交などが頻繁に行われる実態を考慮しても、こういう必要性があると思っております。

第1の4が、強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和についてですが、これも当然だと思っております。判例・学説上「反抗を著しく困難にする程度のものであることが必要」とされる解釈は、「合意に基づく通常の性交でもある程度の暴行は許容されるから、犯罪となる暴行は相当程度強いものに限定されるべきだ」という男性支配主義思想が背景にあるのではないかと思っております。強姦罪の成立に本質的な要件は、被害者の性的自己決定権に反するかどうかであり、その意思に反する性交は、暴行・脅迫の強弱を問わず、全て犯罪とする方向へ転換すべきではないかと考えております。

参考までに、フランス刑法を御紹介したいと思います。フランス刑法の最も基本となる性的攻撃罪という条文は、「暴行、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行される全ての性的侵害行為は性的攻撃とする」となっております。その後の条文で、前項に規定する強制とは、「物理的及び心理的なものをいう」と書かれています。心理的強制は未成年被害者と加害者との年齢の差異や加害者が法律上又は事実上被害者に及ぼしている権限により

形成され得ると。このような客観的状況があれば、強制があったと推定するのだと言わんばかりの、そこまでははつきり言っていないのですが、そういう規定まで後から追加しております。

それと関係するのですが、第1の5の地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設も、当然だと思っております。年齢の差異や権力を悪用した性犯罪の悪質性を明確に犯罪化し、より手厚く被害者の保護を図ることが先進国でのスタンダードになりつつあります。未成年者に対するものについては、フランス刑法では、先ほど御紹介したように、加重強姦罪の第4項と第5項で、その地位や権力を利用した強姦罪を重く、10年以上20年以下で処罰しています。それから、2013年の一番新しい改正では、近親姦罪というものをそういう言葉を使って明確にしていまして、強姦又は性的攻撃が未成年者に対してその権限を有する者によって行われた場合は、裁判所は親権の一部又は全部の剥奪を宣告しなければならないというのが2013年の改正で追加されております。

第1の6が、いわゆる性交同意年齢の引上げについてということです。これも当然だと思っております。日本人より成長が早くて成人年齢も低い、普通は18歳ですけれども、諸外国において性交同意年齢が15歳以上になっているということ、場合によっては、フランスなどでは18歳以上という場合もあることにも注目していただきたいと思います。フランス刑法は第227条の25で、暴行、強制、脅迫を用いることなく、又は不意を襲うことなく、成人が、この「成人が」という所に限定があるのですが、15歳未満の未成年者に対して行う性的攻撃は、5年以下の拘禁又は7万5,000ユーロ以下の罰金に処するという規定があります。これは中学生同士の恋人同士のそういう関係を処罰することになるのではないかと、よく日本でも私は弁護士さんの会合で質問を受けたりしたのですが、そういうことはないと。主体を「成人」とすることにより、一応年齢の差を考えているということです。

また、同じように尊属又は養親その他被害者に対して権限を有する者による実行とか、職務上付託された権限を有する者による実行の場合など加重事由を伴う場合は、10年以下に刑が加重されます。学校の教師の生徒に対する強姦などが加重されます。

注目したいのは、こちらは性犯罪の方ではなく、未成年者に対する罪という別の章に規定されているのですが、暴行、強制、脅迫を用いることなく、不意を襲うことなく、15歳以上であって、婚姻により親権を解かれていない未成年者に対する性的攻撃も一定の要件の下で処罰されているということです。また、加重事由もあります。

第2の性犯罪を非親告罪とすることについては、これは「新基本法コンメンタール刑法」の性犯罪の解説にも書いたのですが、性犯罪と言っても、被害者は通常の犯罪被害者で、本来何ら恥じることはないはずなのですが、もし訴追することで被害者の名誉等が侵害されるということなのであれば、それは日本社会に強姦神話という根強い偏見が残っているからだと思われます。性犯罪の裁判が、加害者ではなく、被害者を裁く場となっていることが一番の問題であり、その問題の根本的解決が最も重要であり、親告罪とすることは単なる対処療法に過ぎないと考えております。

第3の性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止についてなのですけれども、やはり年少者は自身の被害を適切に把握できないことが多く、成人して適切に被害を認識できるようになってから十分告訴できる期間を確保すべきだと考えております。

参考として、フランス刑事訴訟法の公訴時効ですが、成人に対する強姦がずっと10年だったのですけれども、2004年から20年に延長されております。未成年時に、例えば3、4歳で性犯罪が行われた場合であっても、成年に達してから20年ということで、18歳から20年ですから、38歳まで起訴が可能ということになります。また、一番新しい情報なのですが、今年5月にフランス元老院で強姦罪の公訴時効を成年に達してから30年、更に48歳まで延長しようという改正法案が可決されたとの新聞報道があります。

最後に、今まで述べてきましたように、性犯罪の罰則の在り方は「ジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れた全ての人の人権尊重を実現できる規定とする」という一本筋の通った観念というか、認識に貫かれたものであることを望んでおります。

そして、現在の規定方式を変えないままの「単なる厳罰化」は無意味であると考えております。

最後に「性犯罪をめぐる問題は正に人権問題である」との基本的視点の共有により、根本的・本質的な議論がなされることを希望いたします。

私の報告は以上でございます。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問のある方はお願いいいたします。

○小木曾委員 どうもありがとうございました。公訴時効の撤廃についてですけれども、これは立証上の困難をどのようにクリアするのかという問題があるかと思うのですが、フランスの場合でも、日本の問題としても、どのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○島岡氏 それはやはり難しい問題だと思います。証拠などが散逸するという、その危険はいつも考えられますので、その点はもう本当に証拠がなければそれは有罪とすることはできないという鉄則を守るしかないと思います。ただ、告訴できないということを避けるために期間は延長すべきだと思うのです。

○角田委員

2点お伺いしたいのですが、頂いている配布資料のスライドの5ページのフランス刑法の強姦罪の刑期が書いてあるのですけれども、10年以上15年以下となっています。これは改正されて10年以上15年以下になったわけですね。

○島岡氏 もともとです。

○角田委員 もともとそうなのですか。

○島岡氏 はい。重罪ですから、重罪は10年以上の懲役なのです。

○角田委員 なるほど。それからもう一つは、スライドの8ページの加重事由の11番目、配偶者の場合なのですけれども、これは例えば信頼関係が破壊されるということで、通常の強姦よりはひどいことだし、責任が重いのだと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○島岡氏 よく質問を受けるのですけれども、これは長年プライバシーに属する領域として公的保護の外に置かれ、それゆえ被害者の保護が不十分であった家庭、いわゆる親密圏におけるあらゆる暴力を白日の下にさらし、権力関係による恒常的な暴力と捉え直して厳しく処罰するという理念がフランス刑法全体を貫いています。ですので、1992年の段階で既に、強姦罪は2006年ですけれども、それ以外の暴力、傷害、殺人など、多くの犯罪について、配偶者又はパートナーによって行われた場合を重く処罰しております。

○角田委員 ありがとうございました。

○齋藤委員 スライドの7ページの加重事由の1番目に「被害者に後遺障害」というのがあるのですが、この後遺障害に関しては、身体的なものと精神的な後遺障害を含むものでしょうか。

○島岡氏 P T S Dなども含むと理解しております。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○山口座長 島岡様、どうもありがとうございました。

(島岡まな氏 退室)

(岡田実穂氏 入室)

○山口座長 次の方は、レイプクライシス・ネットワーク代表の岡田実穂様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見をお伺いするために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話をお願ひいたします。その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいというふうに考えております。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡田氏 よろしくお願ひします。レイプクライシス・ネットワークの岡田と申します。

私たちはずっと、あらゆるセクシャリティを持つ人が性暴力被害に遭うということを前提として、この10年間、性暴力被害者支援というものに関わってきました。今日はその中で出会ってきた、例えば男性被害者やセクシャル・マイノリティの被害者の方のことを是非考えていただきたいと思って、ここに来させていただきました。

性犯罪に関する罰則の在り方についてということで、たくさん言いたいことはあるのですが、とにかく強姦罪や強制わいせつ、準強姦なども含めて、性犯罪から性別の撤廃をしていただきたいというのが私の一番思うことです。例えばゲイである、レズビアンであるということを理由として性暴力被害に遭う人を本当にたくさん見てきました。その人たちには訴えることもできなかった。それは法律の問題もあるし、警察での取調べや、被害届を受理しないということなど、いろいろな理由があるけれども、まず何にしても、性暴力被害というものは、年齢や性別、性自認、性指向、職業、生活環境、容姿、もろもろのものを問わずに起きるものであるという前提は、皆さん知っていることだと思います。

けれども、セクシャル・マイノリティであるとか、男性被害であるとか、子供もそうですが、発生している性暴力のうちで、司法的評価を受けるものというのは本当にごく一部だと思います。法律自体がいろいろな性別を規定して、性別というものを固定化することで、被害届を出せないようにする。そのこと自体が社会的に見た性暴力被害のステигマであるとか、偏見、二次被害というものを増長させてきたという現実もあるのではないかと思っていますから、法律が変わること、性別規定を刑法から撤廃することということは、今まで潜在化してきた被害というものを多少なりとも見えやすくすることにつながるのではないかと思っています。

まず、刑法の中で性的自由ないし性的自己決定権を守るということは、絶対的なことだと思いますのですが、その個人的な法益としてただ適正に法改正をするということを求めていきます。これは厳罰化ということとは違って、適正に考えてほしいということです。

強盗強姦であるとかをどのように比較すべきかという話については、私自身は強盗自体の量刑をどのように判断すればいいかというものがまず考えられていないところがあります。ただ、強盗強姦という組み合わせになるとすごく量刑が高くなるとか、そのことに関しては、なぜなのかというのはずっと思ってきてています。ですから、その辺りのことについて、適正に判断をしていただきたいということです。こっちの方が重いじゃないか、軽いじゃないかという話ではなくて、強姦というのはどういう罪なのかということを第一に考えていただければと思っています。

強姦罪については、現在男から女へ、ペニスから膣へというようなことになっていると思うのですけれども、本当に狭いなと思っています。男性自認、男性の身体、男性の戸籍を持った方が、女性自認、女性身体、女性戸籍を持った方に対してペニスを膣に挿入することに限られています。

例えば、この論点の中でも男性を加えるということが書いてあるのですけれども、男性、女性ということを言っている時点で、既に性別を限定しているのではないかと私たちは思っています。例えばほかの法律で、わざわざ男性、女性と書かなければならぬ暴力被害ってほかに何があるのだろうかということを思っています。なぜ「人」ではいけないのか。「男」、「女」でなければいけないのかということを考えています。

そこで、一番思い浮かぶのは、やはりトランス・ジェンダーの人たちの被害です。もともと身体・戸籍として女性であった人が、そのときに被害に遭った。トランス・ジェンダーであることも分かった上で被害に遭った。そして裁判をします、被害届を出しますという過程の中で、性別を変えました、戸籍を変更しましたとなったときに、では女性として裁判できるか、その法廷に立てるか。男性、女性という区切りを持つてしまったら、強姦罪というものに関して、多くのセクシャル・マイノリティは戸惑うと思います。だからこそ男性を加えるということではなくて、性別規定自体を撤廃しなければ、そのセクシャル・マイノリティも含めた潜在化する被害は洗い出せないのでないかと思っています。

もともと強姦罪の要件というものが、母体保護的な観点から見るものであったのだろうと思います。女性をある意味では財産化するという意味で、膣性交、妊娠の可能性というものについて高い量刑を科すということなのかなと思うのですが、現実的に見て、では膣性交であっても、妊娠をしない、その方の生殖機能がないという場合であれば強姦になるのでしょうかと。でも、コンドームを着けていても強姦は強姦だと思うのです。その差数センチですよね、肛門性交の場合は強姦ではないという、その理由はどこにあるのかというのをもう一度考えなければいけないと思うのです。その点、被害に遭った人の精神的苦痛は考えられていないと思っています。だからこそ、男性間の性暴力被害でのAnalセックス、肛門性交や、男女の場合でもわざわざ膣を避けて肛門性交をするということは幾らでもある話だと思います。でも、それは強姦と言われない。例えば、性別を変えて女性になった方が被害に遭った場合、膣がまだ形成されていない場合もあります。でも女性として被害に遭っています。そのときに肛門性交をされても、それは強姦ではありません。

そう思ったら、なぜ強姦というのは強姦なり得るのかということをもう一度考えなけれ

ばいけなくて、私たち自身が一番思うことは、強姦というものは身体的侵襲行為とするべきだということです。性器であろうが、異物であろうが、指であろうが、物を入れるということ自体を強姦とするべきなのではないかと思っています。そうすれば性別を「人」とすることができるだろうと思っています。

そして、もう1点、性交類似行為の新設についてですが、性交類似行為というのは何でしょうということを考えています。例えば同性間のセックスであるとか、肛門性交、口淫、もろもろを含めて、条文に入らないとしても、性交類似行為としてしまうことというのはとても危惧する問題です。私たちセクシャル・マイノリティのセックスを類似行為とされてしまうのかと。先ほども言ったように、強姦罪を「身体侵襲行為」とすれば、新設する必要性は大幅になくなるものだと思います。新設せずに、是非とも強姦に組み入れてほしいと思っています。やはり性暴力被害の及ぼす影響というのは、妊娠だけではないですね。性感染症や身体的だけがであるとか、心理的外傷も含めて、様々なリスクというものを妊娠以下とする根拠はないと思っています。性器を使わないでも他者の性的自由・権利を剥奪することというのは可能です。ですので、新設は望みません。

性交同意年齢については14歳が妥当なのではないかと思っています。ニュースなどで婚姻年齢に合わせて16歳というのを見たのですが、そうであれば男性は18歳なわけですよね。いろいろな意味で、性別というものを取っ払っていくというか、ちゃんと刑法は刑法としてそれぞれに適切なものにしていくことが必要なのではないかと思っています。まず、セクシャル・マイノリティの困難というのは、いろいろな社会制度がないということです。ですので、そこをどうか考えていただいて、この刑法の中でセクシャル・マイノリティに対しての差別・偏見であるとかを許さないということを是非明記していただきたいし、あと最後に角田さんがおっしゃっていた配偶者間でも性暴力被害をということに関しては、本当にそのとおりだと思っています。その中に是非同性パートナーであるとかも加えていただきたいということです。DV法でもあったように、是非パートナー間であるとか、デートDV、デートレイプというものを、同性間も含め、あらゆる性的指向、性自認を問わないということを明記していただきたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山口座長 ありがとうございました。

それでは御質問のある方はよろしくお願いします。

○井田委員 ありがとうございました。

一つだけ御質問させていただきます。性暴力被害をいろいろと御存じだと思うのですが、性暴力行為の中で、身体への挿入を伴うものを一つのグループとすると、例えば肛門性交とか、口淫とかがあると思うのですけれども、そういうものは挿入を伴わない性暴行と比べて、被害者により大きなダメージを与えるということは実感としてあるのでしょうか。逆に言いますと、身体的挿入を伴わなくても、被害の大きい性暴力行為もあるのでしょうか。

○岡田氏 そうですね。事例の一つとして言うのであれば、19歳のトランス・ジェンダーの子でしたが、トランス・ジェンダーであるということを親に知られてから、「この変態が」、「変態なのを自分が直してやる」と父親に言われて、ずっと性暴力被害に遭ってきたということがありました。その間に膣性交はされていません。そのことについてどう思

うかというところでは、ほかの場所で膣性交の被害にも遭っていて、セクシャリティが絡むということというのは別のダメージもあるわけですよね。セクシャリティを理由とした差別の対象として、ヘイトクライムとして。人権を攻撃するという意味で言えば、膣であるということがどれだけの意味合いがあるのかというのではなく別の問題で、性暴力被害を性欲の問題と考えるかどうかにもよると思うのです。どこに入れるのがダメージを与えるかというのは、本当に人それぞれなのですよね。加害者というのはそれぐらいのことを考えていると思います。それは多くの加害者の話を聞いてもそうだと思います。誰にどのダメージを受けさせれば、一番物を言わなくなり、被害届を出さなくなり、従うのかということぐらいは加害者も考えていて、膣なのか、肛門なのか、口なのかは特に関係ないと思います。

○井田委員 法律の条文を作るときに、性暴力行為の中で、特に挿入を伴うものを特別のグループとしてより重い刑を科すことには意味があるとお考えですか。あるいは挿入を伴わなくとも、大きなダメージを与えるものはあるので、もっと別のグループ分けもできるとお考えですか。

○岡田氏 挿入を伴うものを重くするということよりは、やはり全体を通してだと思うのです。例えば性行為というもので見たら、挿入だけの問題ではないですね。何もしていない、普通に会話をしている段階から加害行為というものは始まっていて、流れの中で最終的に挿入があったかどうかということよりも、全体を通して見てどれだけの脅迫があって、どれだけの恐怖感を持って、どれだけの差別、偏見を受けて、ということなので、全体で考えないとなかなか分からぬなという気はするのです。

○加藤刑事法制管理官 有意義なお話をありがとうございました。

私は検察官なのですけれども、今お話があったような、トランス・ジェンダーの方が被害に遭われるというような具体的な事件には、たまたまなのか、遭遇したことがなくて、そういう事件が伏在化しているのではないかという御指摘もあり得ることなのではないかというふうに感じたのですけれども、といった事件、あるいは被害というものがどの程度起きているのか、あるいはどういった形で起きているのかといった具体的なイメージというのがなかなか持てないでいるのです。それらの点について参考になる御知見があれば教えていただけますか。

○岡田氏 そもそもトランス・ジェンダーの人であるとか、広くセクシャル・マイノリティの人が司法の場に出て行くということは困難なことだと思います。出て行く過程でどれだけの差別があるのかということですね。同性であれば友達なのだから仲直りしたらいしいじゃないかと警察からすぐに帰されるようなことも幾らもあるし、トランス・ジェンダーの人も変態扱いで、いわゆるおかま、職業としてやっているんだろう、であれば仕方ないだろうということで帰されてしまうとか、ほとんど司法の場に行けません。

ただ、例えばですが、トランス・ジェンダーの人の中で、世界的に見れば、やっぱりセックスクワードをされる方、水商売に行く方はすごく多いと思います。世界的には、HIV、エイズの研究とかの中でも、トランス・ジェンダーの性暴力被害についてはいろいろな研究が出されています。いろいろな場面で差別をされるということは、被害に遭うリスクが高まるということでもあるので、いろいろな場所で被害があるというのは、相談を受けるとかということも含めてたくさんあるのですけれども、性別を移行する段階においてとい

うことで、他者からの興味の的にされるわけですよね。容姿は女性だけれども、体はもしかして男性なのかなとか、男性の見た目だけれども、性器としては女性なのだろうなということで、ものすごく差別的な目線で性暴力被害に遭うということです。本当は女なのだろうとか、男を知らないからこんなことをやっているのだろうと言って被害に遭うというようなことはものすごく多く起きているなと思います。ほかの普通の異性愛者の方と同じように性暴力被害にはずっとさらされているということ。それよりもうちよつとリスクが高いということなので、どういう事例があるかということはすごく難しくて、どこにでもある被害と同じように被害は起きています。何も規定されていないから、言いにくいということです。

○加藤刑事法制管理官 ありがとうございます。

○山口座長 岡田様、どうもありがとうございました。

○岡田氏 ありがとうございました。

(岡田実穂氏 退室)

(松浦薰氏、ト沢彩子氏 入室)

○山口座長 次の方は、特定非営利活動法人「しあわせなみだ」の御所属で、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会矯風会ステップハウス所長の松浦薰様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見をお伺いするために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局の方からもお願いしておりますとおり、15分でお話ををお願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただくということで、進めさせていただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひします。

○松浦氏 よろしくお願ひいたします。「しあわせなみだ」の松浦と申します。

私たちは「二度と加害をしない人生を歩む」という実現したい未来を考えております。

始めに、この未来について皆様と共有したいと思っています。そしてなぜこのような未来を作りたいと思ったか、プレゼンをお聞きください。そして最後に、このような未来を実現するために刑法をどのように変えていけばいいのかについて、お話ししたいと思います。

「二度と加害をしない人生を歩む」

2034年11月28日。今日のトップニュースとして、犯罪白書で強姦の再犯率が初めてゼロになったというニュースが流れました。そのテレビを見ている夫婦がいます。妻が言います。「あなたも昔そうだったのよね。」夫は答えます。「そうだね、僕もそうだったよ。」

今から20年前、僕は後輩の女の子をカラオケに誘いました。彼女にお酒を飲ませ、口淫性交させたのです。カラオケボックスの店員にその行為を防犯カメラで発見され、警察に通報されました。そして非親告罪で逮捕されたのです。暴行、脅迫もしていないのに、同意なしとされました。僕の裁判では見直し後の刑法が初めて適用されました。先輩と後輩の関係を利用したとして、加重されたのです。見直し前の強姦罪は懲役3年でしたが、

懲役6年、執行猶予12年、以前よりも重い実刑判決が下されました。

僕は自分が悪いことをしたとは全く思えませんでした。納得できませんでした。

執行猶予中、更生プログラムを受けることになりました。自分の生き立ちを話すことになり、自分が暴力を受けて育ったことを初めて他人に話しました。カウンセラーから、「それって、あなた、被害者だよ。」と言われました。そうか、僕は被害者だったんだ。初めてそのことに気が付きました。「つらかったでしょう。」とカウンセラーに言われて、はっとしました。

そうか、あのとき僕はつらかったんだ、でも誰にも言えなかった。それじゃあ、僕が性暴力を振るったあの後輩はどんな気持ちだったんだろう。もしかして僕と同じようにつらい思いをしているんじゃないかな。そうか、僕は自分がされてつらかったことを他人にしてしまったんだ。

そのとき初めて自分は大変なことをしましたと気づいたのです。そして被害者である後輩に手紙を書きました。「本当にごめんなさい。」

しばらくたって後輩から返事が来ました。「私の人生にもう二度と関わらないでください。」と書いてありました。僕は被害者は一生傷を負い続けることを知ったのです。加害を背負っていこうと思いました。絶対に再犯なんてしない、そう決めたのです。

執行猶予終了後も義務化された更生プログラムを受け続けました。そして働く場所を見つけました。全てを受け入れてくれる女性と結婚しました。子どもにも恵まれました。子どもたちに、加害者にも被害者にもなってほしくない、心から思いました。そして、二度と加害をしない人生を歩むんだ、そう決めることができました。

ここまでが私たちが描きたい未来になります。二度と加害をしない人生を歩む、これは被害者の思いでもあります。

なぜ私がこのような未来を作りたいと思ったのか、お話ししたいと思います。

(具体的な事例を紹介)

では、私たちが望む未来を実現するために、刑法をどのように変えていけばいいのかをお話ししたいと思います。

先の事例では、加害者と被害者は面識がありました。異性から無理矢理性交されたことがある女性のうち、加害者と面識のあった女性は76%です。面識があれば、暴行・脅迫なく加害を実行できるのです。だからこそ暴行・脅迫要件の撤廃を求めます。

そして、先の事例では、被害者は、小学校の頃から性的な行為を受けていました。虐待に遭った子どもの44%は小学校入学前です。低年齢では性器の挿入はできないこともあります。そのため強姦罪における性器挿入の要件の撤廃を望みます。

さらに、先の事例の被害者と加害者は親族関係にありました。異性から無理矢理性交されたことがある女性のうち、加害者が親族関係にあったのは45%です。家族の加害を訴えるのは非常に困難です。そのため家族間の性犯罪の加重を求めます。

先の事例の被害者は、知的障がい4級という障がいを持っていました。障がいを持っている女性の36%が性被害を経験しています。加害を訴えることが障がいを持つことで一層困難になります。このような一定の地位を利用した犯罪の加重を求めます。

一方で、加害者が障がいを持っているという現状もあります。受刑者の44%がIQ79以下という統計があります。障がいにより適切な性教育を受ける機会を奪われていること

が加害のリスクを高めることになっています。

少年院在籍の96%は暴力の被害者です。この現状から更生の視点を持った法定刑が必要だと思います。

更生の観点を持った懲役のモデルを示したいと思います。更生には長い年月がかかります。だからこそ更生の観点を持った法定刑の見直しを求めていきます。

非親告化を望みます。先の事例の被害者は性犯罪を警察に届けていません。性犯罪を警察に届けるのは13%，87%の加害者を放置していて、法治国家と果たして言えるのでしょうか。だからこそ非親告化を望みます。

そして、最後に被害者の声をお聞きください。この動画を再生することについては権利者から許可を得ております。御覧ください。

(動画を再生)

最後ですが、私たち「しあわせなみだ」は性暴力のない社会を実現するための刑法の改正を求めていきます。

以上です。

○山口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問のある方はお願ひしたいと思います。

○小木曾委員 どうもありがとうございました。

非親告罪化について伺いたいのですが、先ほど届け出るのが13%であるということでしたけれども、これを非親告罪化すると潜在化しているものが顕在化するという、その理由はどこにあるのかというのをもう少し詳しくお話しいただけると有り難いのですが。つまり届けていない人たちが87%いるわけですが、それを非親告罪化するとその人たちが被害を届け出るようになるから非親告罪化するべきだというお話だと伺いましたが、それはなぜなのかという辺りを。

○松浦氏 この中でもお話ししたように、やはり再犯が多いということですね。私たちは被害者の側に立って、再犯がないということが一番望ましいと思っています。被害者が親告できないのは、やはりまだ社会や被害者支援の不備だというふうに思っています。

○ト沢氏 私は性犯罪被害者です。親告罪ですと、自分が悪いと思っていたり、また、周りの人が見ても、通報することはなかなか難しいという現状にあると思います。また、周りの人が通報してくれた、犯罪だと言ってくれたということで、被害者も申し出やすくなる。ああ、自分は被害に遭ったんだとちゃんと認識しやすくなるというところがあると思います。

○角田委員 今の質問に関連するのですが、親告罪の場合は基本的に被害者が犯罪の事実のレポートだけでなく、加害者を処罰してほしいということを言わなければいけませんよね。そのことが、被害を届け出ようか、どうしようかと思ったときに、被害を受けた人には負担になることがあるのでしょうか。ただ「被害に遭いました」と言うだけではなくて。

○ト沢氏 被害に遭ったことを申し出るのはかなり負担になるのは事実です。そして、しっかりと処罰してほしいという気持ちはもちろんあるのは同じだと思います。ただ、社会の不備や、取調べの負担の重さなどが、難しくしているところはあると思います。

○角田委員 そうしますと、告訴するかどうか以前に、被害届を出すことそのものが難しいと

いう点があるということでしょうか。

○ト沢氏 はい、それはあると思います。ただ、まず自分が悪いと思ってしまっている場合、非親告罪だった場合に、ほかの人に届け出てもらったというか、自分が言わなくても犯罪だということになっていたとしたら、今までよりも被害者が私は被害に遭ったんだということを認識しやすくなると思います。

○角田委員 ありがとうございました。

○松浦氏 私は回復のサポートをする立場として、やはり回復のためにはそういった相手をきちんと処罰するというところまで持って行ける周りのサポート体制というのが非常に大事だと思いますし、回復にとても大切なことだというふうに思っています。

○山口座長 それでは、松浦様、どうもありがとうございました。

○松浦氏 ありがとうございました。

(松浦薰氏、ト沢彩子氏 退室)

(平川和子氏 入室)

○山口座長 次の方は、特定非営利活動法人「性暴力救援センター・東京」の理事長の平川和子様でございます。

本日は、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御知見をお持ちの方々から幅広く御意見をお伺いするために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いいたしておりますとおり、15分でお話をお願ひし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○平川氏 御紹介いただきました性暴力救援センター・東京、通称S A R C 東京と言っておりますが、理事長の平川と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

本日述べさせていただく意見は、先ほど申しました性暴力被害者支援の現場の相談実績を踏まえてのものですので、始めにS A R C 東京の成り立ちと活動を御説明させていただきたいと思っております。

S A R C 東京は、2012年6月に開設し、病院拠点型として24時間対応のホットラインを窓口にして、被害直後から中長期にわたる総合的な支援を行っています。支援員は24時間、365日常駐するわけですけれども、2年間で7,077件の電話を受け付けました。名前を名乗って相談なさる方が2年間で567人、それからその中の111人、およそ2割の方、5人にお一人という割合なのですが、その方たちが来所して、お一人3回ぐらいの来所相談をしております。ここにつながる方はほとんどの方がインターネットの検索をなさってつながるというようになっております。

通常の警察の認知件数と違う点は、ほとんどの方がレイプ被害ということですね。それから強制わいせつの方が少ないということ。それからその方たちの年齢構成は、ほとんどレイプ被害の方たちは10代の少女たちであるということです。それから、本検討会に関わることなのですが、警察へ通報をする方が32人いまして、1年目の12人から2年目の

21人という形で2倍に増加しているというようなことがあります。その理由の一つとして考えられるのが、常駐する支援員が様々な相談機関に同行するという形をとっていることではないかと思っております。正直なところ、同行というのは、このようにたくさんの支援機関に行うということは考えていなかったのですが、警察を始め、産婦人科、精神科、それから協力弁護士に依頼をするときにはその事務所に同行する、そして告訴状が受理されて、起訴されれば検察庁あるいは裁判所にも同行するというような形をとるようになりました。その結果、被害者の方たちの告訴率も上がっているというような実態があるということです。その反対には、私たち支援員の同行がなければ、告訴を受理してもらうことがなかなか難しいという実態が浮かび上がってきているのではないかと思っております。

もう一つ、資料の中で産婦人科に初診で受診をした方、この方たちが2年間で70人いらっしゃいましたけれども、その方たちが妊娠あるいは中絶をする件数がとても多いということ、これがSARC東京の2年間の相談実績だと思っております。

それで、時間が非常に限られている中で、何をお話しされるかということで、意見を文書にしました。まず、その資料の第1の1の性犯罪の構成要件及び法定刑についてですが、性犯罪の法定刑を強姦罪と同等、若しくはそれ以上に引き上げるべきであるというふうに思っております。私どもSARC東京では、性犯罪、性暴力を国連ハンドブックの中に規定されている「身体の統合性」と「性的自己決定権」を侵害するものという、この定義を採用しながら活動を行っています。この規定が「身体の統合性」と「性的自己決定権」を保護法益としている点が重要なのですが、これは、相談者の実体験に合致するからというのが大きな理由になっています。つまり性暴力は、よく言われている単なる性的自由ではなく、身体への攻撃と侵害により生死に関わる被害であるということ、それゆえに心身の健康状態と人生に深刻で長期にわたる影響を及ぼす被害であるということが、SARC東京の活動で明らかになっております。そのことはWHOが分類した4つの健康に及ぼす被害、影響にも出ていると思い、このWHOの分類をお示ししました。

生死に関わる転機であること、それからリプロダクティブ・ヘルスに関わっているということから、性犯罪というものが、殺人の次に置かれる必要のある犯罪であるのではないかということを実感しております。

そういう意味で、強姦罪の法定刑を強盗罪と同等若しくはそれ以上に引き上げるべきである、あるいは強姦犯人が強盗をした場合についても、強盗強姦罪と同様に重く処罰する規定を設けるべきであると思っております。

それから、強姦罪の主体等を拡大すべきだと思います。その中でも、特に配偶者間においても強姦が成立することを明記するべきであると思っております。SARC東京にはまだ夫婦間の強姦について相談例が余り多くないのですが、それは啓発が行き渡っていないからだと思います。その反面、DV防止法に基づく相談所には性的な暴力を訴える女性たちがたくさんいらっしゃること、この乖離を埋めていくためにも、配偶者間においても強姦が成立するということを明記することは非常に重要であると思っています。

それから、第1の4のように、性交類似行為に関する構成要件の創設をするべきであると思っております。相談者の中には、顔や口腔に射精された女性が、食事や水分の摂取ができなくなったり、自分の顔や体への幻覚に苦しんだりする例があります。このような性交類似行為は被害者にとっては非常に深刻なトラウマ的な出来事になっており、強姦罪か

らの影響と変わることはありません。そういう意味では、性交類似行為に関する構成要件の創設をするべきであると思っております。

それから、名称ですが、これは性交という性的な欲望に基づく行為というものが、見え隠れするような形になっていて、この名称は被害者の実体験とは合致しないものであると思っております。この名称の変更もすべきであるというふうに考えております。

それから、第1の5のように、強姦罪における暴行・脅迫要件を削除すべきであると思っています。取り分け準強姦等の要件について検討すべきであると思っております。準強姦等の要件については、2012年度に来所した61件のうち、10例がアルコールを大量に飲まされての被害でした。その10人中4例がアルコールに薬物を混入されての被害でした。薬物とは、精神科のクリニックなどでよく使われているロヒプノールなのですが、その薬物を入れられたのではないかという形で、相談現場ではその詳細は不明です。ただ、1990年代の後半には、米国でこれに関する調査が始まっておりまして、パーティ薬物と言われ、若者が集まるパーティ会場でよく使われることなどが分かってきているところです。今ではアメリカでは啓発のために、化粧室に行く時には飲み残しの飲み物は置かないように、飲まないようにというふうに書かれたカードがパーティや居酒屋に置かれることがあるということです。しかし、日本ではこの薬に関与した被害実態は社会的にまだ認知されていないし、もし警察に通報しても事件性なしとされることがある。ある女性は、警察官に伴われて来院したにもかかわらず、本来は公費で支払われるべき性感染症検査や証拠採取が自費扱いになった例もあります。この方たちの特徴は、飲んだ後に急速に泥酔状態になること、それからホテルや加害者の自宅などの被害場所で目覚めること、その際の記憶がないこと、翌日のひどい二日酔いを訴えることなどです。こうした女性たちは事情聴取の際に困難を伴うことは言うまでもありませんが、産婦人科医あるいは私ども支援員の前では、自分が被害に遭ったかもしれないのに、そのことを覚えてさえいないということの恐怖感、それと自責感を訴えることになります。被害後の影響の大きさははかり知れないものがあるということなのです。アルコールが関与する被害者に関しては、加害者のやり方が計画的で悪質であることから、準強姦の構成要件についても検討する必要があると考えております。

それから、第1の6のように、特別な地位・関係性を利用した性的行為に関する新たな犯罪類型を設けるべきであると思っております。これは相談実績の中では、全てレイプの中に入っているのですが、いわゆる職場のセクハラ被害ですね、その方たちが強姦を伴うセクハラ被害に遭っていらっしゃるので、S A R Cに連絡を頂くわけですけれども、その方たちのレイプ被害というものの件数の中に入っております。その方たちについては取り分け、利益供与がある場合に被害に遭ったときには、なかなか証明をしづらいというようなことがあります。そういうことも含めて犯罪類型を新たに設けるべきであるというふうに思っております。

それから、性交同意年齢は引き上げるべきであると思っております。S A R Cに寄せられた相談で10代の少女の見知らぬ人からの被害というのは、14歳から18歳の間が最多になっております。13歳というのは、余りにも低過ぎると思っております。

それから、親告罪の非親告罪化の問題なのですが、これは被害者の名誉の保護をするのだというようなことが言われていますが、私たちが聞いている限りは、被害者保護と言い

ながら、実は、「被害届を出して、告訴状を出すと大変な思いをする」あるいは「相手方から名誉棄損で訴えられるから、やめた方がいい」というような保護の仕方ですが、被害者の方が私どもに訴えるのは、自分は受けた被害の法的な回復をしたいのだということなのです。そういう意味で、被害者保護と言いつつ、実態は保護にはなっていない。それから、名誉の保護ですが、この被害を不名誉であるというふうに、裏から考えるならば、そのことはこの方たちの回復をますますひどく困難なものにしています。それでなくても、被害者の方は自分が悪かったのではないか、落ち度があったのではないかというふうに思う方が多いのですが、親告罪は、それに上乗せするかのように被害者にとっては非常に負担をかけるものであるというふうに思っています。

それから、これに関しては韓国の例などもありますので、非親告罪化を是非進めていただきたいと思っております。

それから、最後ですが、第4のように、近親姦を独立の類型として特に重く処罰すべきであると思っております。私どもに相談のあった、ある10代の少女の例なのですが、妊娠が発覚すると同時に、お母さんと家と一緒に離れました。既に中絶できる時期は過ぎており、出産に至った方です。この加害者は父親でした。家を出てようやく安全感を持った母親が夫を訴え、生まれた子供のDNA鑑定の結果を証拠として、父親は4年の実刑が下されました。これはうまくいった例なのですが、少女に起きたその後の心身不調というのは非常に影響が大きなものがありました。父が収監されるや、それを待っていたように、自傷行為、車の前に突然飛び出すなどの自殺企図が頻発し、精神科病院の入退院を繰り返すようになって、不登校、学業の中途退学、将来への希望の喪失等が続きました。少女は父親が収監されたという情報が入ると同時に、安心感を得たのか、得たからこういう症状が起きたというふうに臨床現場では意味付けるのですが、ただ、その後にお父さんが刑務所から出る日の恐怖がまた大きくなっていたというような例があります。

これは成功例なのですが、実は児童期性虐待の被害者というのはなかなか訴えられない方たちが非常に多く、SARCにも、12歳まで、お父さんから、お兄さんから、近所のおじさんから性被害を受けていたけれども、20代の後半や30代になってようやく自分の身に起きた被害を話せるというように、被害から非常に長い時間を要してようやく被害を訴えることができる方たちからの相談も多く寄せられます。それは、被害が起きたときに周囲の人たちがその少女たちの訴えを真摯に受け取って適切に対応できなかったことを示しています。性虐待はこういう困難な状況の中に置かれることが多い被害ですので、独立の類型として特に重く処罰する必要があるかと思います。

それから、私どもは被害者の方の回復ということを願ってこのセンターを立ち上げたわけですので、処罰するだけではなくて、加害者の更生、再犯防止について検討される必要があり、それ以上に子供のための回復支援センターの設置が必要であろうと考えております。

以上です。

○山口座長 ありがとうございました。

それでは、御質問がある方はお願いしたいと思います。

○角田委員

幾つかあるのですけれども、まず簡単なことで、資料の1ページから2ページにかけて、

急性期対応というのが出てきますね。この急性期というのは、被害を受けてから何か月とか決まっているのですか。

○平川氏 そうですね。産婦人科的には72時間、3日ですね。その間に証拠採取や緊急避妊ピルの処方や性感染症検査をする必要があるということで、それが急性期です。それから精神科では、1か月から3か月の間というように思っておりまして、私のような心理職の者は、もっと長い形で、被害から20年後にカウンセリングに来たという方がいますので、それを被害直後から様々な関係機関が支援に当たる必要性を急性期対応というふうに言っております。

○角田委員 それで、産婦人科的な72時間の急性期以内に相談に来る人というのはいらっしゃるのですか。

○平川氏 70の方がいらっしゃいました。2年間で70人ですね。

○角田委員 それから、告訴の件ですけれども、先ほど告訴の件数が少ないと出ていましたよね。3人とか9人とか。それで、この方たちはSARCの支援員の人が一緒に行って告訴ができたということですか。

○平川氏 そういうふうに思っています。1年目は12人、2年目は21人とおよそ2倍になっていますので、警察に通報する人が2倍になっていて、しかも告訴を受理された人が3倍になっていると。少数ですから、何倍ということを言うことは、はばかられますけれども、活動の急性期対応の効果がここに出ているのではないかというふうに見ております。

○角田委員 その数の中で、告訴に支援員の方が同行されたこともあるのですよね。警察の対応はどうでしたか。

○平川氏 これがいろいろとして、病院に連れて来られる警察官というのは非常に友好的で頑張ってやってくださるので、その方たちから二次被害というのではないのですが、私たちのサポートが終わって、もう一度警察に戻って事情聴取を受けるときに、先ほど述べたようなパターナリズムの被害者保護という対応をされてしまうので、二次被害というか、もう皆さん疲れ果てているようなことが起こっています。そういう意味では、これはアメリカのやり方ですけれども、病院内で事情聴取を受けるというようなことが必要かなと思っています。

○角田委員 最後に1点なのですが、いわゆる夫婦間強姦についてですが、これはSARCでは相談例が少ないとおっしゃいました。ゼロではないということですか。

○平川氏 ゼロではありませんが、少ないです。それは、まだ情報が行き渡っていないから、夫婦間強姦が強姦であるということの社会的な認知が広がってはいないからではないかと思います。

○角田委員 社会的な認知が広がっていないことの理由として、平川さんとしてはどういうことがあるとお考えですか。

○平川氏 被害者から実際に聞いたりしていますけれども、結婚をしたらセックスをするのは義務であるということをおっしゃいますね。それからシェルターを利用する被害者の方も、皆さん、こちらが聞かないと、性的な暴力については語ることはないという方が現実ですね。性暴力被害に遭っているのだけれども、今は規定がないに等しいわけですから、その社会的な問題であると思っております。

○角田委員 ありがとうございました。

○山口座長 平川様、どうもありがとうございました。

(平川和子氏 退室)

(上谷さくら氏、高橋正人氏、渡辺保氏、A氏 入室)

○山口座長 最後の方でございますが、全国犯罪被害者の会（あすの会）御推薦の弁護士で、第一東京弁護士会犯罪被害者に関する委員会委員の上谷さくら様でございます。

本日は、お忙しいところをお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会の座長を務めております山口でございます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方について検討するに当たりまして、この問題について御意見をお持ちの方々から幅広く御意見をお伺いするために本日お越しいただいた次第でございます。

なお、お手元に時計を置かせていただいておりますが、あらかじめ事務局からもお願いしておりますとおり、15分でお話を願いし、その後、委員の方から質問があれば5分程度御質問させていただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○上谷氏 弁護士の上谷さくらと申します。よろしくお願ひいたします。私は弁護士として日常的に相当数の性犯罪の被害者相談を受けていますが、その大半が不起訴になっています。私は被害者に対し、なぜ立件できないのかという理由を説明すること、「あなたは悪くないのだから、自分を責めないで」と慰めることに相談時間の大部分を費やしているのが現状です。被害者にとって極めて理不尽なことであると痛感しています。そして幸いにも立件され、有罪判決を得ることができた場合でも、その刑は余りにも軽く、被害者は、「私がこれだけひどい目に遭ったのにこんなに刑が軽いのか」と、かえって傷付いてしまうことが多いのです。したがって、本日はこれらの問題に対応する論点として、本検討会第1回会議の資料2「性犯罪の罰則の在り方に関する論点（案）」の第1の1の性犯罪の法定刑の見直しと、第1の4の強姦罪などにおける暴行・脅迫要件の緩和の2点を中心にお話しします。

本日は強姦未遂罪の被害者となったAさんに来ていただきました。Aさんが私の所に相談に来てから控訴審まで約2年間、二人三脚で文字どおり苦楽を共にしました。Aさんの事件は性犯罪の罰則に関する問題を象徴的にはらんでいますので、まずは事案の概要を御説明いたします。

Aさんと加害者は、かろうじてお互いの顔を知っている程度の間柄でしたが、偶然に建物の地下で2人きりになったところをいきなり背後から襲われ、約1時間にわたり姦淫に向けた暴行を受け、Aさんの必死の抵抗により未遂に終わったという事件です。Aさんは事件の発生から11日後に警察に相談しましたが、加害者が逮捕されるまでに約1年を要し、勾留満期までに検察官が処分を決められずに、加害者は処分保留で釈放となり、釈放から起訴までに約3か月がかかりました。その後第一審で懲役2年4月の実刑判決が出たことから、加害者が控訴し、控訴審で執行猶予が付いて確定しました。事件の発生から判決が確定するまでに実に2年2か月もの時間を要しました。

さて、論点の問題に入りたいと思います。論点（案）第1の1の性犯罪の法定刑の見直しについて、強盗罪と比較しながら述べたいと思います。なお、一般的には性犯罪の罰則の厳罰化という言葉が使われているようですが、現在の性犯罪の法定刑は軽過ぎるだけであ

って、私は厳罰化ではなく、適正化という言葉を使うべきだと思っております。性犯罪の法定刑を現在よりも重くして、適正化すべきと考える主な理由は次のとおりです。

まず、侵害される法益が、強盗罪は財産であるのに対し、性犯罪は性的自由であり、性的自由は侵害されると取り返しがつかないという点が挙げられます。例えば、男性にナイフを突き付けられて、「金か体かどちらかよこせ」と言わされた場合、ほぼ100%の女性がお金を差し出すのではないかでしょうか。つまり、女性は強姦の被害者になるよりは、強盗の被害者になる方がましであると考えるものだと思います。女性にとって、金品よりも、自分の性的自由の方がはるかに大事であり、絶対に侵害されたくないものだからです。したがって、性犯罪被害は金銭賠償では補てんし切れない部分がとても多いのです。

次に、強姦罪は法益侵害の対象が女性の身体、性的自由そのものである上、犯罪の性質上、法益侵害が一定程度の時間継続しますので、強盗罪と比べて被害の程度が深刻と言えると思います。つまり、強盗罪は暴行・脅迫を加えて金品を奪う犯罪ですので、被害者の反抗を抑圧した後は、加害者の関心は金品に向かっており、その後は加害者が逃げることに気持ちを集中させるため、比較的犯行時間が短く、被害者が身の危険を感じる時間も短いと言えます。これに対し、強姦罪の場合、加害者の目的は被害者の性的自由を奪うことにあるため、暴行・脅迫により被害者の反抗を著しく困難にした後も、加害者の関心は専ら被害者の体に向かっており、加害者が目的を成し遂げるにはどうしても犯行時間が長くなり、その間被害者の身体への法益侵害がずっと続くことになります。Aさんの事件では、姦淫に向けた暴行とわいせつ行為が実に1時間にも及んでいるのです。

さらに、性犯罪の場合、被害後に多くの重大な問題が生じます。これらは強盗罪ではほぼ生じることのない問題だと思います。まず、性犯罪は密室で暗い場所で行われることが圧倒的に多く、ほとんどの場合、被害に遭っている女性は横たわっている状態です。そうすると、夜寝るときの部屋の暗さや横たわる姿勢は正に被害の再現ですから、被害者は寝る度に被害を思い出さざるを得ません。Aさんも同様で、夜寝る度にフラッシュバックを起こして不眠になり、仕事のミスが増え、自分が今どこにいるのかも分からなくなってしまうこともあります、日常生活にも支障を来すようになってしまいました。

また、多くの被害者が交際中の男性と別れてしまったり、新たに彼氏ができても続かなかったりします。理由は主に二つあるようです。一つは、性交渉自体に嫌悪感や恐怖心を抱くようになり、その結果男性とうまく交際できないというものです。もう一つは、被害者が自分を汚れた存在と思い込んでしまい、自分には男性と交際するような資格はない、一人で生きていくしかないと思い込んでしまうことです。そして、今述べたこととも関連しますが、被害者は自分に落ち度がないにもかかわらず、自分に落ち度があったと自分のことを責め続ける傾向にあります。これは性犯罪の被害に遭う女性は自分に隙があるとか、夜遅くまで遊んでいるとか、服装が派手だとか、だから犯罪者に目をつけられるのだというような偏見が社会の根底にあることも原因だと思います。実際に身近な人に「被害に遭うあなたも悪い」ということを正面から言われてしまう被害者もいます。

また、捜査の中で、なぜ逃げなかったのか、なぜ大声を出さなかったのかと繰り返し聞かれると、本当は逃げられたはずなのに逃げられなかつた自分が悪い、大きい声を出す勇気がなかつた自分が悪いと自分を責めるようになってしまいます。そして自分を責めることが続くと、自分は価値のない人間だと思い込むようになり、やがて自殺を考えるように

なります。Aさんも全く同じで、落ち度があったと自分を責め、自殺を考えた時期がありました。

それから、自分がそのような被害に遭ったことを誰にも言えないという点も性犯罪に特徴的なことだと思います。被害者は被害に遭ったことを同居している家族にも黙っていることが多いのです。それは先ほど述べた社会の偏見や身近な人に心配を抱かせたくないという気持ちから来ています。そのため被害届を出すことを一人で決断し、一人で何度も警察署に足を運び、検察庁に行き、病院に通い、裁判所にも行かなければなりません。その度に嘘の理由を考え、学校や会社に嘘について休まなければなりません。家族にも嘘を付かなければなりません。Aさんも同居していた両親に被害のことを黙っていましたので、一人で警察に行き、自力で弁護士を探して私の所にたどり着きましたが、被害者が本当に信頼していて、こういうときこそ支えてほしいと思っている人たちに嘘を付くという精神的負担は耐え難いものだったそうです。しかも被害者に何の配慮もできない加害者の弁護人によって、Aさんの両親に被害が知られることになり、ほかの犯罪であればそのような理不尽な目に遭わずに済んだのにと、非常に悔しい思いをしたそうです。

そのほか、性犯罪被害によって、妊娠や性病感染のおそれがありますし、逆に不妊になってしまうおそれもあります。最近では被害の様子を撮影され、インターネットに流されるという被害拡大の懸念もあります。これも性犯罪に特徴的な深刻な問題と言えます。したがって、刑罰を重くして、被害の実態に見合うものにする必要があります。

次に、論点（案）の第1の4の暴行・脅迫要件の緩和についてお話しします。冒頭で述べた性犯罪の大半が不起訴であるというのは、ほとんどがこの暴行・脅迫の要件を満たさないと判断されているためだと思います。現在、警察や検察、裁判所は、反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫について、相当に厳しい暴行・脅迫を念頭に置いています。しかし、ほとんどの女性は、例えば自分よりも体格のいい男性から腕をつかまれて、「俺の言うことを聞けよ」などとすぐまれて、押し倒されたという程度で、体が固まってしまい、声も出なくなります。それは正に反抗を著しく困難にされた状況なのです。しかし、警察や検察、裁判所はそういうふうには考えません。そこには絶望的に深い溝があります。結局客観的に見て、誰が見ても殺されると感じても仕方がないというような状況があり、それを立証できる証拠がない限り、不起訴処分になっていると言っても過言ではないと思います。そのため警察や検察は性犯罪の立件には極めて消極的です。そして暴行・脅迫要件のハードルが余りにも高いために、加害者は「合意でした」の一言で罪を逃れることができます。また、合意ではないかもしれないが、反抗を著しく困難にするような暴行・脅迫はしていないと弁解するとそれが通ってしまいます。それを打破して立件しようとすると、今度はほかの犯罪と比べて詳細過ぎる供述調書や再現の実況見分調書を作成しなければなりません。

Aさんが被害後に、とてもつらかったことの一つに、それらの調書の作成がありました。そのとき「あなたの右手はどこ？左手はどこ？相手の手は？なぜあなたの右手をそうしたの？なぜ左手をそうしたの？」、「激しい抵抗をしなかったのはなぜ？」、「直後に警察に通報しなかったのはなぜ？」という質問に繰り返し答えなければならなかつたのです。Aさんはたまたま非常に強い精神力を持ち合わせていましたので、これを乗り越えることができましたが、この段階で心が折れてしまい、被害届や告訴を取り下げる被害者も多いの

です。Aさんは加害者が不合理な否認をしていたために、この部分を相当詳細に聞かれる事になりました。警察に18回、検察庁に9回、合計27回も足を運ばなければなりませんでした。自分が強姦されるおそれがあると考えながら生活をしている女性はほとんどいません。ですから、突然考えたこともない状況に置かれると、多くの女性は恐怖と驚きで抵抗できなくなってしまいます。それを被害者自身は、反抗を抑圧された、反抗を著しく困難にされたと感じているのです。したがって、女性の性的自由を守るためにには、現在の暴行・脅迫の要件を緩和するか、財産犯でいうところの恐喝罪に相当する犯罪を新設するしかないと思います。

最後にもう1点、これまでの議論とはちょっと離れて、論点（案）の第2の性犯罪を非親告罪にすることという論点について考え方述べます。

私は非親告罪にすべきであると考えています。理由は、まずはただでさえ被害に遭って、心身に多大な負担がかかっている被害者に、事件にするのかどうかという決断を迫るべきではありません。また、被害者が自らの意思で告訴を決めたとなると、加害者から逆恨みを買うおそれがあります。そのために被害者が告訴をためらい、結局事件にならなくなってしまったり、逆に告訴することで加害者の逆恨みの影におびえながら生活している被害者もいます。プライバシーの保護という点については、非親告罪である強姦致傷罪などについても、被害者が事件化を望まない場合は起訴しないという運用がなされていますから、それと同じ運用をすることで守られるはずです。したがって、現在親告罪とされている性犯罪について、非親告罪とすることに特に問題はないと思います。

私からは以上です。

○山口座長 ありがとうございました。

それでは、御質問のある方がおられましたら、よろしくお願ひいたします。

○小木曾委員 どうもありがとうございました。

最後の点で、事件化を望まない場合には事件化しないという運用がされているということでしたけれども、そのことと告訴意思があるかないかの確認というのは、どのように違うのでしょうか。つまり、非親告罪化されても、例えば捜査には協力しなければならないとか、事件が争われるとき公判で証言をしなければいけないという、その負担ですよね。それは多分変わらないのだろうと思うのですが。あるけれども、非親告罪化したほうがいいという、その理由はどこにあるのでしょうか。

○上谷氏 恐らく警察に相談に行った段階で、もう事件化してほしいという意思はかなり持っていますし、例えば、もしかして証言に立たなければいけないかもしれないとか、捜査によってこういうつらいことがあるかもしれないというの、そこで話はできますし、その上でどうしようと迷っていて、それでも告訴をするということになると、やはり加害者側にとっては、あの人が自分で告訴の意思を持ったのだということは非常にインパクトが強いと思うのですよね。

○小木曾委員 つまり、告訴するかどうかというのは、告訴状を書くかどうかということでしょうけれども、結局本人が望まない場合には公判にならないという部分は、親告罪であっても、非親告罪であっても変わらないのではないかということです。それでも非親告罪化するべきだというのはどうしてなのでしょうか。

○上谷氏 やはり事件にするかどうかを被害者本人に決めさせるべきではないという点が一番

大きいと思います。

○小木曾委員 非親告罪になっても、事実上は、結局起訴しますかどうしますかということは被害者に確認するプロセスがきっとあるのではないかと思うのですが。

○上谷氏 例えば強姦致傷罪などの場合は、非親告罪であっても、必ず「性犯罪はいろいろ大変だし、あなたが証言をしなくちゃいけないかもしれないし、プライバシーの問題もあるし、御家族の意向なんかもあるだろうから、これを事件にしないということもできるんだけれども」というところがスタートだと思うのですね。ただ、親告罪になると、「まずあなたがこれを親告罪として訴え出なければこれを事件化することはできないのです」と。そのスタートラインが違うという所では、やはり被害者にとっての負担の大きさが全然違うと思います。

○小木曾委員 ありがとうございました。

○高橋氏 その点の補足をよろしいでしょうか。あすの会の副代表幹事の弁護士の高橋です。

多分こういう趣旨だと思うのですね。要するに、事件化するかしないかということを形の上で検察庁が決めた形にしてほしいと。被害者が決めた形にすると逆恨みをされてしまうと。だから法律もそうしてほしいということだと思います。

○井田委員 ありがとうございました。大変勉強になりました。

暴行・脅迫要件の緩和ということをおっしゃったのですけれども、現行法をそのままにしておいて解釈として、あるいは実務の運用として、恐喝罪程度の暴行・脅迫で足りるというふうにハードルを低くするということで足りるというお考えですか。それとも、立法上、暴行・脅迫要件を外してしまって、ただ意思に反することを要件にした方がよろしい、そういうお考えなのでしょうか。

○上谷氏 すごく難しいところですけれども、私が今お話ししたように、被害者の女性がこれはもう反抗ができない状況だと思っていることと、法律家がそれは反抗を抑圧したと考えていることの概念にかなり違いがあるのですよね。その状況だったら普通女の子は抵抗できないよねというところの認定が、被害者自身とそれを認定する側で違い過ぎるので、事実認定する側がそこの概念を変えられないのであれば、やはり別の犯罪類型を作る必要があると思います。

○A氏 先ほどの話に戻るのですが、やっぱり被害者にとって告訴するということを決断する際に、私の場合は自分で弁護士を探す、警察に電話をかける、一人で足を運ぶという作業をしたのですけれども、その中で警察に行ったということが、もう自分の意思の告訴をしようという気持ちの表れだったのですが、そこからまた捜査上必要だからということで、いろいろ調書をとったり、その中で自分の事件の再現をしたりとか、とても負担になる本当に苦しい作業が続きます。その中で、改めて「告訴しますか、どうしますか」というふうにやはり突き付けられるような形になるのですね。恐らく警察に行く人は皆そういう同じ思いになっているかと思うのですけれども、自分で全て告訴をするという決断と責任をもちろん負わなければいけないと分かって行ったわけなのですが、「全てあなたが一人で背負いなさい」と言われているというものすごいプレッシャーで押し潰されて、「やっぱりいいです」というふうになってしまふ方がほとんどだと思うのですね。そういう意味で、本当に警察に行った全ての被害者の方が、自分の意思で最後まで告訴をして法廷で闘う所までやり切れるのかというと、本当に厳しいです。何度も心が折れそうになります

し、私の場合は警察に何度も行って、その後も検察庁にも何度も足を運びました。そこで、何が敵か分からぬといふぐらい、何度も何度もその調書の内容を確認させられまして、本当につらかったです。検察庁において、加害者が逮捕もされているのに、なぜここまでというほどの思いをしました。ですので、本当に告訴をしても途中で取り下げてしまうということは多々あると思うのですね。逮捕されても、その後に、もう無理だと。私の場合は検事とのやり取りが本当につらくて、バッグを握りしめて何度も帰ろうと思いましたし、何度もトイレに行って泣きましたし、その中で支えてくれる周りのフォローがあったから何とかできたと思っているのですけれども、本当につらかったので、やはりそこは考えていただきたいなと思っています。被害者が告訴するという意思を貫き通すことが果たしてどこまで自分一人でできるのかと思ったときに、やはりそこが厳しいハードルというか、壁になっているのは事実だと思います。

それから、私は法律のことは詳しくは分かりませんが、自分のこととして判決を受け止めたときに、第一審の法廷で、国選弁護人の下でいろいろな嘘を作り上げていた加害者が、実刑判決を受け、控訴審になった途端に、私選の弁護士を付けて、一転して全て認めて謝るという形をとつて執行猶予を得たということは、やはりどうしても納得がいかないし、許せないと思いました。そういう意味で、執行猶予が付くというのは、どうしても納得がいかなかつた点でした。

○上谷氏 執行猶予が付かないように、法定刑を引き上げてほしいという御趣旨です。

○山口座長 上谷様、どうもありがとうございました。

(上谷さくら氏、高橋正人氏、渡辺保氏、A氏 退室)

○山口座長 以上でヒアリングは終了いたしました。

第1回の会議で申し上げましたとおり、次回の第4回の会議では、ヒアリングの結果も踏まえました上で論点整理を行いまして、本検討会で検討する論点を確定し、具体的な論点の検討に入りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の予定につきましては、これで終了いたしました。

なお、本日の議事の公開についてでございますが、松浦様関係の御発言の中で、公表しないでほしいというお申出がありました部分と、それから上谷様と共に御発言されました被害者の方のお名前につきましては、プライバシー保護の観点から、議事録には記載せず、非公表としたいと考えておりますが、よろしうございましょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

では、次回の予定について事務当局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 次回は12月24日水曜日午前10時から開催いたします。場所は、東京地検304号会議室、この建物本省ゾーンの3階ということになっております。

以上です。

○山口座長 それでは、長時間ありがとうございました。本日はこれで終了といたします。

どうもありがとうございました。